

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成31年1月15日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

1(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 MULプロパティ株式会社

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ盛岡みたけAゾーン 盛岡市みたけ二丁目133番36

ウ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗の名称

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称

エ 変更の年月日 平成30年10月26日ほか

オ 変更の理由

(ア) 店舗名称の確定のため

(イ) 小売業者の確定のため

(2) 届出年月日 平成30年12月27日

(3) 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所

2(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 MULプロパティ株式会社

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ盛岡みたけBゾーン 盛岡市みたけ二丁目133番37

ウ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗の名称

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称

エ 変更の年月日 平成30年10月13日

オ 変更の理由

(ア) 店舗名称の確定のため

(イ) 小売業者の確定のため

(2) 届出年月日 平成30年12月27日

(3) 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所